

池田・大利地区防災街区整備地区計画区域内における建築物等の建築制限

名 称 位 置 面 積	池田・大利地区 防災街区整備地区計画 寝屋川市大利町、北大利町の一部、桜木町の一部、東大利町、錦町、清水町の一部、池田南町、池田東町の一部、池田旭町、池田本町の一部、長栄寺町、高柳栄町の一部、大利元町、成美町の一部、高柳1丁目の一部地内約 66.0 ha			建築物の構造に関する防火上必要な制限 壁面の位置の制限	ただし、門又は塀で、高さ2m以下のもの又は準防火地域内にある建築物(木造建築物を除く。)に附属するものについては、この限りでない。
Tan Manage		次 街 区 整 備 地	築物等に関す	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域に、又はその土地に突き出して、建築物を建築し、又は擁壁、駐車場その他の工作物を設置してはならない。 (簡易な構造の建築物に対する制限の緩和) 法第84条の2、建築基準法施行令(以下「令)という。)第136条の9で規定する簡易な構造の建築物 又は建築物の部分で、令第136条の10に掲げる基準に適合するものについては、防火上必要な制限を 適用しない。 (一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例) 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に対すな外壁の開口部に対する制限の特例) 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に対する場合においては、これらの建築物 、耐火建築物、部分とみなす。 (既存の建築物等に対する制限の緩和) 1. 告示の際に現に存する建築物が防火上必要な制限に適合しない場合で当該建築物について 次の各号に定める範囲内の増築若しくは改築をするときは、防火上必要な制限は、適用しない。 (1) 同一地となる増棄なけは破場合で、次のアかられに適合すること。 ア 増築及び改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えず、かつ、増築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えず、かつ、増築に係る部分の水壁の砂・一部積を超えないこと。 ウ 増築又は改築に係る部分の外壁の関口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。 よ 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。 (2) 別様となる増築の場合で、増築に係る部分が防火上必要な制限に適合すること。 (2) 別様となる増築の場合で、増築に係る部分が防火上必要な制限に適合すること。 (2) 別様となる増築の場合で、増築に係る部分が防火上必要な制限に適合すること。 (3) 別様となる増築の場合で、増築に係る部分が防火上必要な制限に適合すること。 (4) 皆奈以に存する建築物では対しまに建築、修繕者にくは複様替のエキ中の建築物については、防火上必要な制限と適用しない、大規模の修繕とは大規模の修繕とは大規模の複様替をする場合に、防火上必要な制限は適用しない。 3. 用途の変更を伴わない大規模の修繕とは大規模の複様替をする場合で、壁面線を超える建築物を建築しないときは、壁面線の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限は適用しない。 (道路の中心) 1 号壁面線における主要生活道路の中心は、次の各号に定めるところによる。 (1) 寝屋川市密集住を地区整備要綱によって主要生活道路が整備された敷地(以下、整備済の敷地上道路の現界線から3.35mの位置(2) 整備済の敷地の前面道路の反対側にある敷地 整備済の敷地と道路の境界線から3.35mの位置(3) 前2号項以外の敷地 前面道路の中心
	特定防災機能の確保を図るため必要な壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定め	備	事 備 考		

令和 2 年 2 月 27 日

寝屋川市告示第 78 号